

統計調査の調査員を募集しています

政策企画課企画統計係
☎ 63-1274

【統計調査とは】

統計調査は、社会情勢、経済問題、環境問題などの社会の実態を明らかにするための調査で、国や地方自治体を実施します。わが国の人口や世帯数を調査する「国勢調査」が代表的ですが、これによって日本の少子高齢化が進んでいることが明らかになりました。統計調査の結果は、国や自治体のさまざまな政策に役立てられています。

【統計調査員とは】

統計調査員は、調査対象を訪問して調査票の記入依頼や調査票の回収・点検など、統計調査の最も基本的な業務を行います。
統計調査員は非常勤の公務員で、秘密を守ることが義務づけられています。また、調査活動に従事することで、報酬が支払われます。

【統計調査員を募集しています】

●応募資格

- ①荒尾市内での調査活動ができる満20歳以上の健康な人
- ②責任を持って調査事務をやり遂げることができる人
- ③調査により知り得たことなど、秘密を守ることができる人
- ④警察、税務、興信所などの仕事をしていない人で、選挙に直接関係がない人

●応募方法

決められた登録用紙に記入が必要ですので、印鑑を持って政策企画課にお越しください。その時に、簡単な面接と統計調査に関する説明を行います。説明だけでも聞いてみたいという人も、気軽にお越しください。統計調査員は随時受け付けています。

社会教育委員と地区社会教育主事補を紹介します

社会教育課生涯学習係
☎ 63-1681

教育委員会では、社会教育行政に民間の意見を反映させ、社会教育活動を振興するために、社会教育法に基づいて、8人の社会教育委員と12人の地区社会教育主事補を委嘱しています。

※地区社会教育主事補には、平成25年荒尾市成人式の実行委員となる新成人代表者の選出を依頼しています。同主事補が、代表になっていたくよう新成人がいる世帯にお願いに伺うことがありますので、どうぞご協力をお願いします。

●社会教育委員 (順不同・敬称略)

坂本和子 前田優一

木村博文 柳信義

平島廣幸 田島光枝

橋本直 西田芳博

任期…平成24年4月1日～平成26年3月31日

【主な職務】

- ①社会教育についてのさまざまな計画の立案
- ②会議を開き、教育委員会の諮問に応じて意見を述べる
- ③青少年の教育についての助言と指導をする

●社会教育主事補 [地区] (順不同・敬称略)

小柳昭幸 [荒尾] 田中加代子 [八幡]

猿渡征義 [万田] 塚本憲正 [有明]

森崎信之 [万田中央] 西依多恵子 [緑ヶ丘]

廣瀬富子 [井手川] 松井忠憲 [中央]

杉野幸生 [平井] 島村一彦 [清里]

門田保則 [府本] 吉村敏行 [桜山]

任期…平成24年4月1日～平成26年3月31日

【主な職務】

- ①社会教育関係団体の育成と援助
- ②各種団体、機関との連絡調整
- ③社会教育行事、集会などの開催と奨励
- ④その他教育委員会が社会教育に必要と認めた事務

市立図書館移動図書館「読む読むくん」 市立図書館
巡回予定表 (7月～9月) ☎ 63-2379

曜日	ステーション	時間帯	巡回日
月	くすりの金籠堂	11:05～11:25	7/9、7/23 8/13 9/3、9/24
	桜山小学校	13:00～13:40	
	セブンイレブン緑ヶ丘店	14:10～14:30	
	マミーズ緑ヶ丘店	14:45～15:05	
火	清里保育園	9:30～10:20	7/17 8/7、8/28 9/18
	清里小学校	13:10～13:50	
木	中央保育園	10:00～10:40	7/12 8/2、8/23 9/13
	小岱荘	10:45～11:05	
	緑風園	11:10～11:30	
	緑ヶ丘小学校	13:10～13:55	
金	万田保育園	10:00～10:40	7/20 8/10、8/30(木) 9/21
	原万田三井アパート	10:55～11:15	
	万田小学校	13:00～13:50	
	四ツ山児童公園	14:15～14:35	
月	桜山中央集会所	10:00～10:20	7/13(金) 8/6、8/27 9/20(木)
	メディア交流館	10:40～11:00	
	八幡小学校	13:15～13:50	
	マルエイ荒尾店	14:20～14:40	
火	岩本橋駐車場	10:00～10:20	7/10、7/30(月) 8/21 9/11
	川北駐車場	10:30～10:50	
	平井小学校	13:00～13:40	
	開公民館	13:55～14:15	
木	府本小学校	13:00～13:30	7/5、7/26 8/16 9/6、9/27
	府本熊野宮	14:00～14:20	
	金山公民館	14:40～15:00	

※小学校の祝日と夏休み中の巡回は休みます。
※休館日や祝日によって、巡回中止や巡回日の変更があります。

助かる命を守るために
救急車の利用は適正に



平成23年の救急車の出動件数が、有明広域消防本部発足以来最高の7,355件になり、今年も昨年を上回る勢いです。
しかし、昨年救急搬送した人を調査すると、入院などの必要がなく、すぐに帰宅できる軽症患者が、全体のおよそ43%を占めています。
このような出動をしている間にも、本当に救急車を必要としている重症患者がいるかもしれません。
軽いけが・症状などで自分で病院に行ける人は、自家用車やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用し、救急車の適正利用にご協力ください。

有明広域消防本部救急課
☎ 73-5283 FAX 74-0030

お持ちの住基カードが転出後も続けて使えます
外国人住民にも住民票を作成します

住基カード…市民課市民係 ☎ 63-1302
外国人住民票…市民課記録係 ☎ 63-1326

7月9日から、住民基本台帳カードが市外に転出しても続けて利用できるようになります

住民基本台帳法が改正・施行されるため、これまで転出すると返納し、転入先で新しく作る必要があった住基カードが、市外に転出しても継続してそのまま利用できるようになります。転入届をする際に住基カードを提示して、カードの内容変更を行ってください。

外国人住民の住民基本台帳制度が始まります

7月9日から、外国人住民にも住民票を作成します。日本人と外国人の両方がいる世帯についても、一緒になった世帯全員分の住民票の写しなどを交付できるようになります。

●住民票が作成される外国人住民

観光目的などではなく、3カ月を超えて日本に住所を置く中長期在留者や、特別永住者など。

●外国人住民も転出届・転入届が必要です

これまで、外国人が住所を移すときに転出届や転入届は必要ありませんでしたが、これからは外国人住民も前の住所地で転出届をし、新しい住所地で転入届を出してください。

外国人登録証明書から在留カード・特別永住者証明書に切り替えてください

外国人登録証明書は、在留カードや特別永住者証明書に切り替える必要があります。

【在留カード】

入国の手続きのときなどに、入国管理局が中長期滞在者に対して交付します。

●切り替え期限 在留資格が「永住者」の人は、3年後の2015年(平成27年)7月8日までに入国管理局で切り替えてください。

※2015年までに16歳になる人は、16歳の誕生日までに切り替える必要があります。

【特別永住者証明書】

特別永住者証明書は、市民課で交付します。

●切り替え期限 3年後の2015年(平成27年)7月8日、または、外国人登録証明書に記してある「次回確認(切替)申請期間」の始まりの日(誕生日)のうち、遅い日までに切り替えてください。

※16歳未満の人は16歳の誕生日までに切り替える必要があります。

※現在の外国人登録証明書は、それぞれの期限までは在留カードや特別永住者証明書の代わりとして使用できます。